

名古屋市交通局管理規程第14号

勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月20日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

第2条第7項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。